

【平成 30(2018)年度 春季入学試験の出願資格に関する問い合わせについて】

平成 30 (2018) 年度 国際・公共政策大学院春季学生募集要項は平成 29 年 11 月中旬に発表する予定ですが、以下に記載している※一般選考または社会人特別選考の出願資格(9)、(10)、(11)に該当する方、外国人留学生特別選考の出願資格(6)、(7)、(8)に該当する方は、平成 29 年 11 月 17 日(金)までにメールにて国際・公共政策大学院事務室に必要書類等をお問い合わせください。

※以下は、平成 30 (2018) 年度秋季学生募集要項の出願資格です。春季の入学試験で大きな変更はありませんが、必ず春季学生募集要項をご確認ください。

【出願資格】(平成 30 (2018) 年度秋季学生募集要項より)

一般選考、社会人特別選考

つぎの各号のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者及び平成 30 年 3 月までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項により、学士の学位を授与された者及び平成 30 年 3 月までに学士の学位を授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了し、B.A.又は B.S.を取得した者及び平成 30 年 3 月までに取得見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 30 年 3 月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び平成 30 年 3 月までに学士の学位に相当する学位を授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定（大学院への飛び入学）により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者させる本学の研究科等において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (10) 本大学院において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したものと及び平成 30 年 4 月 1 日までに 22 歳に達するもの
- (11) 所定の手続により、本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

※社会人特別選考については、上記に加え、出願時点において、企業・官公庁等における 2 年以上の実務経験を有することが必要です。

外国人留学生特別選考

出願時点において、日本滞在期間が2年以下の者で、つぎの各号のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者及び平成30年3月までに卒業見込みの者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了し、B.A.又はB.S.を取得した者及び平成30年3月までに取得見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び平成30年3月までに修了見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び平成30年3月までに学士の学位に相当する学位を授与される見込みの者
- (6) 学校教育法第102条第2項の規定（大学院への飛び入学）により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本学の研究科等において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (7) 本大学院において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの及び平成30年4月1日までに22歳に達するもの
- (8) 所定の手続により、本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者